平成２８年（フ）第４８号
静岡県菊川市沢水加493番地
債務者　山田　彩乃
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
愛知県岡崎市天白町字河原63番地１　第２光ハイツ　202
債務者　輿儀美智子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
愛知県岡崎市蓑川町字後田24番地　サンシティ・ＮＯＶＡ　102
債務者　梅田　恵理（旧姓香西）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８５号
愛知県みよし市ひばりヶ丘１－１、住民票上の住所愛知県豊田市樹木町４丁目31番地　レオパレス豊田樹木201号
債務者　**萬**井　大輝
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０７８号
札幌市豊平区美園６条７丁目５番５－201号
債務者　戸羽　博史
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０５号
札幌市東区伏古10条４丁目５番24号　サンリバー伏古201号
債務者　松﨑　年博
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１１号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番52号　ＮＡＳ麻生コート202号
債務者　石井絵梨奈
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２５号
札幌市豊平区水車町１丁目８番18―212号
債務者　笠井さつき
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１３１号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地10　道営住宅Ｄ11―301
債務者　田中　文香
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４９号
札幌市白石区北郷３条２丁目４番31号　マンションあかね103号
債務者　谷口　弘明
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５７号
札幌市北区北32条西６丁目２番18号　パルハイツⅠ－６号
債務者　加藤　健也
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４号
釧路市柳町12番４号　ハイツ田辺Ｂ号室、住民票上の住所釧路市柳町12番４号
債務者　塗谷真由美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２２７号
釧路市弥生２丁目３番９号
債務者　菅井　　正
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２２８号
釧路市弥生２丁目３番９号
債務者　菅井　京子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２４０号
群馬県高崎市倉賀野町1815番地４　シオン桜木203号
債務者　小島　静香
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２４４号
群馬県高崎市剣崎町1131番地１　フォレストヒルズⅡ　201号
債務者　眞塩　一久
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２４５号
群馬県高崎市剣崎町1131番地１　フォレストヒルズⅡ201号
債務者　眞塩　由美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部